

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 平成29年4月1日

至 平成30年3月31日

ソフトバンク株式会社

接続会計報告書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 平成29年4月1日

至 平成30年3月31日

総務大臣 殿

平成30年6月29日提出

会社名 ソフトバンク株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙 ㊟

本店の所在の場所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

電話番号 (03) 6889-2000

連絡者 財務経理本部長 内藤 隆志

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所在地 東京都港区東新橋一丁目9番1号

名称 本社

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的としています。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しています。

- ・電気通信事業法
（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則
（平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「第二種接続会計規則」という。）

3 会計処理の基準

（1） 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 26 号）に定める基準に従って、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしています。（以下「財務会計」という。）

第二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものです。

（2） その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

4 接続会計財務諸表の構成

接続会計財務諸表については、第二種接続会計規則第 4 条及び第 5 条に基づき作成しています。

- （1） 貸借対照表
- （2） 損益計算書
- （3） 個別注記表
- （4） 役務別固定資産帰属明細表及びその注記（注）
- （5） 移動電気通信役務収支表及びその注記

（注）電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 30 号）に基づき当事業年度より作成しています。

5 計算結果証明報告の紹介

第二種接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が第二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しています。

- 6 第3条第1項ただし書の許可事項
該当事項はありません。

第二部 計算結果證明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次のとおり会計監査人からの監査報告書を受領しています。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第 32 期事業年度の計算書類として、第二種指定電気通信設備接続会計規則に準拠して会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しています。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

ソフトバンク株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 政之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大枝 和之

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソフトバンク株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年6月27日

ソフトバンク株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 政之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大枝 和之

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という）第11条の規定に基づき、ソフトバンク株式会社の第32期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表及びそれらの注記（以下併せて「役務別固定資産帰属明細表等」という。）について監査を行った。

役務別固定資産帰属明細表等に対する経営者の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して役務別固定資産帰属明細表等を作成することにある。また、役務別固定資産帰属明細表等の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない役務別固定資産帰属明細表等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から役務別固定資産帰属明細表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に役務別固定資産帰属明細表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、役務別固定資産帰属明細表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による役務別固定資産帰属明細表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、役務別固定資産帰属明細表等の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め役務別固定資産帰属明細表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の役務別固定資産帰属明細表等が、すべての重要な点において、第二種接続会計規則第 9 条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されているものと認める。

役務別固定資産帰属明細表等の作成の基礎

注記に記載されているとおり、役務別固定資産帰属明細表等は、ソフトバンク株式会社が第二種接続会計規則第 9 条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

ソフトバンク株式会社は、上記の役務別固定資産帰属明細表等のほかに、平成 30 年 3 月 31 日をもって終了する事業年度について、会社法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及び附属明細書を作成しており、当監査法人は、これらに対して平成 30 年 5 月 14 日に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第三部 接続会計財務諸表

1 貸借対照表

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
I 固定資産			I 固定負債		
A 電気通信事業固定資産			1 長期借入金		294
(1) 有形固定資産			2 リース債務		674,059
1 機械設備	2,516,703		3 退職給付引当金		11,988
減価償却累計額	1,578,589	938,114	4 資産除去債務		32,356
2 空中線設備	657,056		5 その他の固定負債		17,218
減価償却累計額	298,107	358,949	固定負債合計		735,915
3 端末設備	219,788		II 流動負債		
減価償却累計額	155,443	64,345	1 1年以内に期限到来の固定負債		1,376
4 市内線路設備	35,621		2 買掛金		95,665
減価償却累計額	21,187	14,434	3 短期借入金		1,440,227
5 市外線路設備	99,565		4 リース債務		395,297
減価償却累計額	90,885	8,680	5 未払金		670,965
6 土木設備	96,902		6 未払費用		15,650
減価償却累計額	77,183	19,719	7 未払法人税等		90,708
7 海底線設備	24,303		8 前受金		5,000
減価償却累計額	22,427	1,876	9 預り金		61,110
8 建物	128,267		10 前受収益		12,840
減価償却累計額	71,235	57,032	11 賞与引当金		27,550
9 構築物	35,634		12 受注損失引当金		8,698
減価償却累計額	28,544	7,090	13 資産除去債務		7,603
10 機械及び装置	725		14 その他の流動負債		1,034
減価償却累計額	186	539	流動負債合計		2,833,723
11 車両	2,950		負債合計		3,569,638
減価償却累計額	2,725	225			
12 工具、器具及び備品	90,771				
減価償却累計額	66,954	23,817			
13 土地		15,988			
14 建設仮勘定		74,686			
有形固定資産合計		1,585,494			
(2) 無形固定資産					
1 海底線使用权		857			
2 施設利用権		277			
3 ソフトウェア		467,379			
4 のれん		32,747			
5 特許権		6			
6 借地権		68			
7 周波数移行費用		129,783			
8 商標利用権		350,003			
9 建設仮勘定		51,596			
10 その他の無形固定資産		13,652			
無形固定資産合計		1,046,368			
電気通信事業固定資産合計		2,631,862			

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
B 投資その他の資産		(純資産の部)	
1 投資有価証券	30,529	I 株主資本	
2 関係会社株式	231,692	1 資本金	197,694
3 その他の関係会社投資	14,768	2 資本剰余金	
4 出資金	1	(a) 資本準備金	64,756
5 長期貸付金	151	(b) その他資本剰余金	29
6 関係会社長期貸付金	2,098	資本剰余金合計	64,785
7 長期前払費用	80,646	3 利益剰余金	
8 繰延税金資産	49,362	(a) その他利益剰余金	
9 その他の投資及びその他の資産	37,963	繰越利益剰余金	388,985
貸倒引当金	△15,690	利益剰余金合計	388,985
投資その他の資産合計	431,520	株主資本合計	651,464
固定資産合計	3,063,382	II 評価・換算差額等	
II 流動資産		1 その他有価証券評価差額金	5,595
1 現金及び預金	43,144	評価・換算差額等合計	5,595
2 受取手形	124	III 新株予約権	275
3 売掛金	784,422		
4 未収入金	73,765		
5 リース投資資産	22,135		
6 商品	85,634		
7 貯蔵品	3,415		
8 前渡金	22		
9 前払費用	68,324		
10 繰延税金資産	43,884		
11 その他の流動資産	63,872		
貸倒引当金	△25,151		
流動資産合計	1,163,590	純資産合計	657,334
資産合計	4,226,972	負債・純資産合計	4,226,972

2 損 益 計 算 書

〔 自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 30 年 3 月 31 日 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		2,367,656
(2) 営業費用		
1 営業費	760,876	
2 施設保全費	337,585	
3 管理費	62,860	
4 試験研究費	2,750	
5 減価償却費	443,422	
6 固定資産除却費	35,884	
7 通信設備使用料	274,796	
8 租税公課	44,900	1,963,073
電気通信事業営業利益		404,583
II 附帯事業営業損益		
(1) 営業収益		831,706
(2) 営業費用		665,993
附帯事業営業利益		165,713
営業利益		570,296
III 営業外収益		
1 受取配当金	14,051	
2 移行促進措置終了に伴う債務取崩額	4,044	
3 償却債権取立益	1,261	
4 雑収入	7,332	26,688
IV 営業外費用		
1 支払利息	32,451	
2 債権売却損	21,237	
3 雑支出	3,338	57,026
經常利益		539,958
税引前当期純利益		539,958
法人税、住民税及び事業税	156,443	
法人税等調整額	2,833	159,276
当期純利益		380,682

3 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
子会社株式および関連会社株式・・・移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券
時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(期末の評価差額は全部純資産直入法により処理し、期中の売却原価は移動平均法により算定)によっております。
時価のないもの・・・移動平均法による原価法によっております。
 - (2) たな卸資産の評価基準および評価方法
主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を含む)
定額法により償却しております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を含む)
定額法により償却しております。
 - (3) 長期前払費用
均等償却しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、貸倒実績率によるほか、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、退職一時金制度の支給対象期間は平成19年3月31日までとなっております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生した年度において全額費用処理しております。
 - (3) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
 - (4) 受注損失引当金
当社が受注した通信サービス契約を履行するために、将来発生すると見込まれる費用が受注額を上回る金額に対して引当金を計上しております。
4. 収益および費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース契約開始時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業費用」の「管理費」等に含めていた「試験研究費」は金額的重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記しております。

また、前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「支障移転補償金」(当事業年度 518 百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑収入」に含めて表示しております。

(会計上の見積りの変更)

(有形固定資産および無形固定資産の耐用年数の変更)

当社は、通信設備の効率的な運用を検討した結果、一部の通信設備の除却及び撤去の蓋然性が高まったため、耐用年数の見直しを行いました。これに伴い、当事業年度末における「減価償却費」が 22,712 百万円増加しました。

(貸借対照表に関する注記)

1. 割賦払いによる所有権留保資産

(所有権が留保されている資産)

機械設備	57,047	百万円
空中線設備	5,138	
建物	23	
構築物	50	
工具、器具及び備品	2	
ソフトウェア	19,737	
合計	81,997	

(未払金残高)

その他の固定負債	8,060	百万円
未払金	15,857	
合計	23,917	

2. 偶発債務

(1) 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金等に対し、次の通り債務保証を行っております。
ソフトバンクグループ株式会社 6,405,175 百万円

(2) 訴訟

当社は現在係争中の下記訴訟等の当事者となっております。

a. 当社は、平成 27 年 4 月 30 日に、日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社(以下「JPiT」)を被告として、全国の郵便局等 2 万 7 千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線(5 次 PNET)へ移行するプロジェクトに関して JPiT から受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

当社は、平成 25 年 2 月 7 日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等を JPiT から受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiT からの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

当社は、この追加業務に関する報酬等(約 149 億円)について、JPiT との間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものであります。

b. 当社は、平成 27 年 4 月 30 日に、JPiT を原告、当社および株式会社野村総合研究所(以下「NRI」)を共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiT は、当該訴訟において、当社および NRI に対し、上記 a. に記載の 5 次 PNET へ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害(161.5 億円)が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めております。

当社は、当該訴訟において、JPiT の主張を全面的に争う方針であります。

なお、平成 27 年 7 月 29 日付で上記 b. の訴訟を上記 a. の訴訟に併合する決定がありました。また、当社は上記 a. の訴訟について追加業務に関する報酬等を精査した結果、平成 27 年 11 月 13 日に、請求額を約 149 億円から約 204 億円に変更し、さらに JPiT に対して提供中の回線の仕入価格の変更等を受けて、平成 28 年 10 月 12 日に請求額を約 204 億円から約 223 億円に、平成 29 年 9 月 7 日に約 223 億円から約 240 億円に変更しました。

3. 国庫補助金等の受入による有形固定資産の圧縮記帳累計額

7,828 百万円

4. 附帯事業固定資産

附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しております。なお、当事業年度末日現在の附帯事業固定資産の金額は 1,329 百万円となります。

5. 関係会社金銭債権債務

関係会社に対する金銭債権債務は次の通りであります。

長期金銭債権	9,349 百万円
長期金銭債務	108 百万円
短期金銭債権	14,595 百万円
短期金銭債務	1,523,745 百万円

6. 貸出コミットメント(貸手側)

当社は、子会社との間に貸出コミットメント契約を締結しております。
当契約に係る貸出未実行残高は次の通りであります。

貸出コミットメントの総額	12,040	百万円
貸出実行残高	4,334	
差引	7,706	

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業収益	11,371	百万円
営業費用	129,697	百万円
営業取引以外の取引	27,215	百万円

2. 移行促進措置終了に伴う債務取崩額

営業外収益に計上しております「移行促進措置終了に伴う債務取崩額」は、900MHz 帯の周波数移行に係る終了促進措置が2018年3月31日に完了したことに伴い、債務の一部を取り崩したことによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

非適格現物出資	84,383	百万円
減価償却資産	39,643	
未払金および未払費用	14,161	
貸倒引当金	12,505	
資産除去債務	12,235	
賞与引当金	8,443	
棚卸資産等	5,521	
未払事業税	5,103	
前受金および前受収益	4,147	
受注損失引当金	2,663	
その他	8,140	
繰延税金資産小計	196,944	
評価性引当額	△84,512	
繰延税金資産合計	112,432	
繰延税金負債との相殺	△19,186	
繰延税金資産の純額	93,246	

(繰延税金負債)

資産除去債務	△5,676	百万円
リース投資資産	△6,778	
顧客基盤	△3,395	
その他	△3,337	
繰延税金負債合計	△19,186	
繰延税金資産との相殺	19,186	
繰延税金負債の純額	—	

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額
平成 30 年 2 月に全契約満了したため、該当はありません。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等
平成 30 年 2 月に全契約満了したため、該当はありません。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	105 百万円
減価償却費相当額	92 百万円
支払利息相当額	1 百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. ファイナンス・リース取引により使用するリース資産

電気通信事業固定資産

機械設備	702,127	百万円
空中線設備	322,320	
端末設備	36,176	
市内線路設備	1,014	
市外線路設備	1,071	
建物	17,492	
構築物	2,790	
工具、器具及び備品	2,128	
ソフトウェア	296,913	
合計	1,382,031	

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、債権流動化やセールアンドリースバック取引による資金調達を行っております。これらの調達資金は、主に設備投資を目的としております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクおよび市場の価格変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、市場価格の変動を勘案して、発行体の財務状況等を継続的にモニタリングしております。

営業債権である受取手形および売掛金は販売代理店向け債権のほか、顧客向けの通信料債権、携帯電話端末の割賦債権があり、それぞれ販売代理店および顧客の信用リスクに晒されております。販売代理店向け債権に対する信用リスクに関しては社内の与信管理規程に従い、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。顧客の信用リスクに関しては、顧客との契約時において社内基準に従った審査を行うとともに、随時、顧客毎の利用状況や回収状況の確認を行い、回収不能額の増加を回避しております。割賦債権については外部機関に信用の照会を行っております。

リース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。営業債務である買掛金や未払金は、概ね1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、金融機関、当社の親会社であるソフトバンクグループ株式会社および当社の子会社であるソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社からの借入金であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注3)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	21,541	21,541	—
(2) 現金及び預金	43,144	43,144	—
(3) 売掛金	784,422		
貸倒引当金(流動資産)(*1)	△22,469		
	761,953	761,953	—
(4) 未収入金	73,765		
貸倒引当金(流動資産)(*2)	△118		
	73,647	73,647	—
資産計	900,285	900,285	—
(5) リース債務(固定負債)	674,059	679,445	5,386
(6) 買掛金	95,665	95,665	—
(7) 短期借入金	1,440,227	1,440,227	—
(8) リース債務(流動負債)	395,297	395,297	—
(9) 未払金	670,965	670,965	—
(10) 未払法人税等	90,708	90,708	—
負債計	3,366,921	3,372,307	5,386

(*1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。

(2) 現金及び預金および(4) 未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 売掛金

割賦債権は、満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割引計算を行った結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。割賦債権を除く売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務(固定負債)

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件の契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もっております。

(6) 買掛金、(7) 短期借入金、(9) 未払金および(10) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務(流動負債)

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もった結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) ソフトバンクグループ株式会社の金融機関等からの借入金等に対して債務保証を行っております。当該保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の注記を省略しております。

(注3) 時価の把握が極めて困難であると認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	6,663
関係会社株式	231,692
その他	17,095

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社

種類	会社名	事業の内容 または職業	議決権等の 所有(被所 有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	期末残高	
				役員の 兼任等	事業上 の関係			科目	金額 (百万円)
親会社	ソフト バンク グループ 株式会社	持株会社	(被所有) 間接 99.9	兼任 2名	資金の 借入 債務 保証	資金の借入	2,231,754	短期借入金	1,361,127
						資金の返済	1,048,000	—	—
						利息の支払	12,888	—	—
						子会社株式の 取得	106,692	—	—
						ブランド 使用料の支払	43,437	未払金	46,911
						商標利用権の 取得	350,000	—	—
						債務保証	6,405,175	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 借入の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 子会社株式の取得については、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

4. ブランド使用料の支払については、当社の売上総利益の一定割合によっており、その料率は協議の上、合理的な基準により決定しております。

5. 商標利用権の取得については、平成 30 年 3 月 31 日に有効期限のないソフトバンクブランド使用許諾契約を締結したものであります。

なお、取得価格については、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

6. ソフトバンクグループ株式会社の金融機関等からの借入金等に対し、債務保証を行っております。

なお、保証料の受取は行っておりません。

2. 子会社

種類	会社名	事業の内容 または職業	議決権等の 所有(被所 有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	期末残高	
				役員の 兼任等	事業上 の関係			科目	金額 (百万円)
子会社	Wireless City Planning 株式会社	電気通信 事業	(所有) 直接 32.2	兼任 2名	資金の 借入	資金の借入	61,100	短期借入金	61,100
						利息の支払	1	未払費用	1

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の借入は、Wireless City Planning 株式会社を委託者、信託銀行を受託者、当社を金銭の運用先とする特定金銭信託契約に基づく資金の借入であり、実質的には同信託銀行を経由した当社と Wireless City Planning 株式会社との取引によるものです。

なお、借入の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 142 円 50 銭

1 株当たり当期純利益 92 円 75 銭

(注) 当社は、平成 30 年 3 月 26 日付で 1 株につき 700 株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して 1 株当たりの当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(ソフトバンクグループインターナショナル合同会社の国内子会社等株式の取得)

平成 30 年 4 月 1 日付で、当社は、親会社であるソフトバンクグループインターナショナル合同会社が保有する国内子会社および関連会社 11 社の株式について、109,771 百万円相当の 176,196,930 株の新株を同社へ発行することにより取得しました。当取引の結果、当社の子会社および関連会社は 40 社増加しました。

取得した子会社株式および関連会社株式の主な内容は以下の通りです。

(子会社株式の取得)

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

主な結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
SB メディアホールディングス株式会社	中間持株会社
ソフトバンク・テクノロジー株式会社	オンラインビジネスのソリューションおよびサービス
SB プレイヤーズ株式会社	行政向けソリューションサービス

その他の結合当事企業の名称：

SB ギフト株式会社、株式会社ビューン、スポーツライブエンターテイメント株式会社

② 企業結合日

平成 30 年 4 月 1 日

③ 企業結合の法的形式

株式の取得

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

国内事業の中心的役割を担う当社に、資源を集約することにより、より機動的な成長の実現を目指すものであります。また、当社は、当取引の対象となる各社との事業シナジーを追求しながら幅広い領域へ事業を展開することで、さらに強固な経営基盤を持つ事業会社になることを目指しております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

(関連会社株式の取得)

(1) 取引の概要

① 関連会社の名称及びその事業の内容

主な関連会社の名称及びその事業の内容

株式会社ベクター	オンラインゲームの運営・販売・マーケティング、パソコン用ソフトウェアのダウンロードライセンス販売、広告販売
株式会社ジーニー	アドテクノロジー事業
サイジニア株式会社	EC 事業者および小売業者向けのパーソナライズ・エンジン「デクワス」を利用したインターネットマーケティング支援サービス

その他の関連会社の名称

QUADRAC 株式会社、テレコムサービス株式会社

② 取得日

平成 30 年 4 月 1 日

③ 取得の法的形式

株式の取得

- ④ その他取引の概要に関する事項
上記会社株式の取得と同様となります。

4 役務別固定資産帰属明細表

事業者名 ソフトバンク株式会社

〔 平成 30 年 3 月 31 日現在 〕

(単位：百万円)

役務の種類		移動電気通信役務						移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
		音声伝送役務			データ伝送役務		小計		
		携帯電話	その他	小計	携帯電話 BWA	小計			
電気通信事業固定資産									
有形固定資産									
機械設備	取得価額	608,251	83,505	691,756	1,434,104	1,434,104	2,125,860	390,843	2,516,703
	減価償却累計額	368,743	38,889	407,632	910,369	910,369	1,318,001	260,588	1,578,589
	帳簿価額	239,508	44,616	284,124	523,735	523,735	807,859	130,255	938,114
空中線設備	取得価額	195,281	2,581	197,862	459,194	459,194	657,056	-	657,056
	減価償却累計額	81,165	1,160	82,325	215,782	215,782	298,107	-	298,107
	帳簿価額	114,116	1,421	115,537	243,412	243,412	358,949	-	358,949
端末設備	取得価額	51,445	68	51,513	120,969	120,969	172,482	47,306	219,788
	減価償却累計額	37,080	60	37,140	90,328	90,328	127,468	27,975	155,443
	帳簿価額	14,365	8	14,373	30,641	30,641	45,014	19,331	64,345
市内線路設備	取得価額	7,373	526	7,899	17,338	17,338	25,237	10,384	35,621
	減価償却累計額	4,208	288	4,496	10,587	10,587	15,083	6,104	21,187
	帳簿価額	3,165	238	3,403	6,751	6,751	10,154	4,280	14,434
市外線路設備	取得価額	19,528	1,644	21,172	45,919	45,919	67,091	32,474	99,565
	減価償却累計額	17,678	1,492	19,170	41,972	41,972	61,142	29,743	90,885
	帳簿価額	1,850	152	2,002	3,947	3,947	5,949	2,731	8,680
土木設備	取得価額	19,126	1,580	20,706	44,973	44,973	65,679	31,223	96,902
	減価償却累計額	15,028	1,218	16,246	36,232	36,232	52,478	24,705	77,183
	帳簿価額	4,098	362	4,460	8,741	8,741	13,201	6,518	19,719
海底線設備	取得価額	4,725	408	5,133	11,112	11,112	16,245	8,058	24,303
	減価償却累計額	4,346	372	4,718	10,302	10,302	15,020	7,407	22,427
	帳簿価額	379	36	415	810	810	1,225	651	1,876
建物	取得価額	25,379	2,286	27,665	59,675	59,675	87,340	40,927	128,267
	減価償却累計額	13,636	1,105	14,741	34,629	34,629	49,370	21,865	71,235
	帳簿価額	11,743	1,181	12,924	25,046	25,046	37,970	19,062	57,032

構築物	取得価額	10,062	92	10,154	23,659	23,659	33,813	1,821	35,634
	減価償却累計額	8,000	59	8,059	19,261	19,261	27,320	1,224	28,544
	帳簿価額	2,062	33	2,095	4,398	4,398	6,493	597	7,090
機械及び装置	取得価額	141	12	153	333	333	486	239	725
	減価償却累計額	32	2	34	100	100	134	52	186
	帳簿価額	109	10	119	233	233	352	187	539
車両	取得価額	712	27	739	1,673	1,673	2,412	538	2,950
	減価償却累計額	666	23	689	1,574	1,574	2,263	462	2,725
	帳簿価額	46	4	50	99	99	149	76	225
工具、器具 及び備品	取得価額	18,084	1,630	19,714	42,522	42,522	62,236	28,535	90,771
	減価償却累計額	13,157	1,075	14,232	32,015	32,015	46,247	20,707	66,954
	帳簿価額	4,927	555	5,482	10,507	10,507	15,989	7,828	23,817
土地	取得価額	3,440	214	3,654	8,088	8,088	11,742	4,246	15,988
	帳簿価額	3,440	214	3,654	8,088	8,088	11,742	4,246	15,988
建設仮勘定	取得価額	14,514	2,084	16,598	34,128	34,128	50,726	23,960	74,686
	帳簿価額	14,514	2,084	16,598	34,128	34,128	50,726	23,960	74,686
有形固定資産合計	取得価額	978,058	96,657	1,074,715	2,303,687	2,303,687	3,378,402	620,556	3,998,958
	減価償却累計額	563,739	45,741	609,480	1,403,151	1,403,151	2,012,631	400,833	2,413,464
	帳簿価額	414,319	50,916	465,235	900,536	900,536	1,365,771	219,723	1,585,494
無形固定資産合計	帳簿価額	227,941	65,187	293,128	506,809	506,809	799,937	246,431	1,046,368
電気通信事業固定資産合計		642,260	116,103	758,363	1,407,345	1,407,345	2,165,708	466,154	2,631,862

注記 役務別固定資産帰属明細表の作成の基礎

1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準

本役務別固定資産帰属明細表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年 総務省令第24号）に基づいて作成しています。

2. 電気通信役務に帰属する固定資産の配賦手順

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務について、固定資産が帰属する役務が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- (2) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務で共有する資産については、配賦整理書「2 固定資産の役務別配賦基準」及び「3 固定資産の役務別配賦手順」によりそれぞれの種類の役務に配賦し整理しています。

固定資産の具体的な配賦基準及び配賦手順については、配賦整理書「2 固定資産の役務別配賦基準」及び「3 固定資産の役務別配賦手順」に記載しています。

5 移動電気通信役務収支表

事業者名 ソフトバンク株式会社

〔 平成 29 年 4 月 1 日から
平成 30 年 3 月 31 日まで 〕

(単位：百万円)

役務の種類			営業収益 ※ 1	営業費用									営業利益	摘要
				※ 2	営業費	施設保全費	管理費	試験研究費	減価償却費	固定資産除却費	通信設備使用料	租税公課		
移動電気通信役務	音声伝送役務	携 帯 電 話	702,651	527,913	253,333	45,789	13,421	551	117,644	9,066	77,790	10,319	174,738	
		そ の 他	34,145	59,842	19,215	8,998	1,335	20	23,778	644	3,419	2,433	-25,697	
		小 計	736,796	587,755	272,548	54,787	14,756	571	141,422	9,710	81,209	12,752	149,041	
信 役 務	データ伝送役務 携帯電話・BWA		1,090,609	907,099	365,851	197,469	21,830	1,342	258,813	24,451	16,108	21,235	183,510	
	小 計		1,827,405	1,494,854	638,399	252,256	36,586	1,913	400,235	34,161	97,317	33,987	332,551	
移動電気通信役務以外の電気通信役務			540,251	468,219	122,477	85,329	26,274	837	43,187	1,723	177,479	10,913	72,032	
合 計			2,367,656	1,963,073	760,876	337,585	62,860	2,750	443,422	35,884	274,796	44,900	404,583	

注記 移動電気通信役務収支表の作成の基礎

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年 総務省令第 24 号）に基づいて作成しています。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準及び配賦手順

※ 1 営業収益

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務は、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。

- (2) 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 30 号）に基づき当事業年度より、移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務に共通的に発生する売上または売上値引については、各役務の営業費用額比を用いて、それぞれの役務に配賦しています。これに伴い、移動音声携帯電話営業収益が 169,557 百万円増加し移動データ携帯電話・BWA 営業収益が 169,557 百万円減少しました。

※2 営業費用

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務および、電気通信以外の事業に関連する費用については、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- (2) 電気通信事業と電気通信事業以外とに関連する費用については、電気通信事業会計規則第 15 条に基づく別表第一に掲げる基準を原則として、適切な配賦基準によりそれぞれの事業に配賦しています。
- (3) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務に共通的に発生する費用については、電気通信事業会計規則第 15 条に基づく別表第二様式 16 に従い、それぞれの種類の役務に配賦し整理しています。

営業費用の具体的な配賦基準及び配賦手順については、配賦整理書「6 営業費用の役務別配賦基準」及び「7 営業費用の役務別配賦手順」に記載しています。

第四部 参考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した「配賦整理書」を作成しています。

(2) 入手方法

下記の公開ホームページより入手できます。

<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/public/accounting/>

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

第二種指定電気通信設備は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第23条の9の2第4項）で規定し、告示（事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件（平成14年2月7日総務省告示第72号））で指定された次の電気通信設備。

- 1 事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号の交換設備（ルータにあたっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- 2 事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 事業法施行規則第23条の9の2第4項第2号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

役務の種類

第二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・ 音声伝送役務携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ 音声伝送役務その他（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ データ伝送役務携帯電話・BWA（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務

配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、固定資産額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用、固定資産取得価格及び帳簿価額を帰属させること。

5 その他

当社は、第二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しています。

- ・ 移動電気通信データ伝送役務その他